

第3節 退職給付

(1) 恩給の支給及び受給者の管理

平成4年度の教職員等に対する退職給付等の執行状況は、次のとおりである。

① 支給人員及び支給額

普通恩給等の支給人員及び支給額は、次のとおりである。

1 恩 給

学校種別	普通恩給		扶助料		退隠料		遺族扶助料		計	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
小学校	476	890,502	500	668,505	17	22,678	8	6,252	1,001	1,587,937
中学校	133	316,340	199	296,521	14	16,715	5	3,932	351	633,508
高等学校	-	-	-	-	2	3,107	6	5,609	8	8,716
盲・ろう校	1	2,072	0	1,996	1	207	0	0	2	4,275
教育庁・その他	10	13,355	28	28,372	0	694	2	1,701	40	44,122
計	620	1,222,269	727	995,394	34	43,401	21	17,494	1,402	2,278,558

② 裁定及び失権

裁定を受けた者及び死亡等で受給権を失った者は、次のとおりである。

恩給種別	裁定	失権
普通恩給	0件	50件
扶助料	22	56
退隠料	0	1
遺族扶助料	0	1
計	22	108

2 退職手当

(1) 退職手当の裁定及び支給額

退職手当の裁定及び支給額は、次のとおりである。

学校種別	人員	金額
事務局	5人	116,280
小学校	942	7,826,827
中学校	537	6,555,000
高等学校	420	4,510,500
盲・ろう学校	19	121,803
養護学校	104	531,766
計	2,027	19,662,176

(2) 恩給年額等の改正

恩給法等の一部を改正する法律（法律第4号）が、平成4年3月31日公布された。

その主な内容は、次のとおりである。

① 恩給年額の増額

平成3年度における公務員給与の改定、消費者物価、その他諸般の事情を総合勘案して、恩給年額の計算の基礎となる仮定給料年額を、平成4年4月分以降、3.84%引き上げられた。

② 普通恩給等の最低保障額の増額

普通恩給 1,027,500円
扶助料 718,500円

3 退職共済年金

(1) 年金の進達件数

退職共済年金等の進達件数は、次のとおりである。

旧法による年金		新共済法による年金					計
退職年金	障害年金	退職共済年金	退職共済年金(特別)	退職共済年金(繰上)	障害共済年金	遺族共済年金	
件	件	件	件	件	件	件	件
0	2	6	532	48	11	29	628

(2) 支給人員及び支給額

退職共済年金等の支給人員及び支給額（平成4年度末現在）は、次のとおりである。